第23期第４回高知海区漁業調整委員会議事録

１　開催日時　令和７年10月27日（月）　14時00分から14時22分まで

２　開催場所　高知市本町５丁目３－20　高知共済会館　３階　「藤」

３　出席委員　木下清、石田実、浦尻和伸（Web)、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成、柴田孝夫、竹内眞澄、問可柾善、中澤芳江、前田嘉広（計12名）

欠席委員　濵町明恵、堀美菜、川竹佳子

署名委員　川田一成、柴田孝夫

県出席者　水産振興部　山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長

事務局　飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、岡内主幹

４　審議事項

第１号議案　漁業の許可又は起業の認可方針の変更について

第２号議案　制限措置の変更について

５　報告事項

第60回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

６　議事内容

飯田事務局長

ただ今より第４回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は12名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第４条により会が成立していることをご報告いたします。なお、浦尻委員はWEBでの参加となっています。

それでは会長、よろしくお願いします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

山下部長

みなさん、こんにちは。委員会の開催にあたり一言申し上げます。県では今年新たな取り組みとしまして、陸上養殖を県内で進めたいと思いまして、県内で６カ所で地下水の調査、主に海岸近くの漁港などで水質調査をやって誘致を進めていきたいと思っています。うちも誘致活動をやっていますが、興味がある方がいましたら是非お声かけいただければと思います。高市首相も総裁選で陸上養殖を支援すると言っていましたので、誘致できましたらそうしたことも国に言っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

さて、本日は、議案が２件と報告事項が１件でございます。

第１号議案の「漁業の許可又は起業の認可方針の変更について」、第２号議案の「制限措置の変更について」は、安芸市の伊尾木地区におきまし

て、イセエビを対象とした固定式刺し網を新たに許可することについてご意見を伺うものです。

報告事項「第60回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について」につきましては、いよいよ来週に迫りました11月6日に開催します西日本ブロック会議と翌日の現地視察につきまして会議の次第や出席者などが決まりましたのでご報告するものです。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分なご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、濵町委員、堀委員、川竹委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、川田委員と、柴田委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第１号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の変更について」、第２号議案「制限措置の変更について」は関連していますので、一括して議題とします。事務局からの説明を求めます。

木村次長

第１号議案及び第２号議案については、、２つの議案を併せて説明いたします。

資料１の１ページ目をお願いします。まず諮問文を朗読いたします。

７高漁管第610号。令和７年10月21日。高知海区漁業調整委員会会長木下清様。高知県知事濵田省司。漁業の許可又は起業の認可方針の変更について。高知県漁業調整規則第４条第１項第10号に掲げる固定式刺し網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を変更したいので、貴会の意見を伺います。

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針を「許可方針」とさせていただきます。

２ページをお願いします。

今回の許可方針の変更内容は、高知県漁業協同組合から伊尾木地区に固定式刺し網を新たに導入することについて要望があり、伊尾木地区に固定式刺し網の操業区域を新たに設定するものです。

次に、３から５ページが要望書となっています。３ページをご覧下さい。固定式刺し網漁業の許可に関する高知県漁協の要望書で、２の操業区域の右端の枠囲み、いせえびの禁漁期間を除く９月16日から翌年４月30日の間を操業期間とすることや、３の漁具の規模を高さ３メートル、長さ550

メートル、４の許可件数を４件とすること、次の４ページをお願いします。５の条件として、網の端には浮標などを取り付け船の航行に支障にならないことなど、これらを条件として漁業調整が整って要望があがってきております。

次に５ページをご覧ください。今回措置する固定式刺し網の区域は、基点甲と基点乙の間の距岸 400 メートルの区域になります。この区域は、海岸工事のために漁業権が放棄された区域となっており、元々は砂地でしたが、現在は、テトラなどの構造物が入り、いせえびが生息しているため、地元において県土木と協議し、理解を得たうえで要望が上がってきているものです。

なお、許可区域の東側は漁業権に基づき距岸 1,000 メートルの区域でいせえびが採捕可能となっているとともに、操業区域の沖合 1,000 メートルの区域及び西の区域においては砂地になっており、底魚を対象とした三枚網の許可区域となっています。

次に６ページをお願いします。許可方針の新旧対照表になります。左枠囲みが今回の案となっていまして、漁業種類は、漁獲対象とするいせえび等と漁法をあわせて、いせえび、いそうお固定式刺し網とします。操業区域は先ほど説明した区域で、操業区域 11 として追加します。漁業時期は、いせえびの禁漁期間を除く９月 16 日から４月 30 日までとします。また、許可すべき船舶等の上限を４とします。

７ページをお願いします。サの操業区域 11 をご覧ください。許可の条件としてアに漁具の種類・規模・統数を規定しています。イに船舶の航行に支障をおよぼさないように浮標等の設置などを条件にしています。

引き続きに資料２の１ページ目をお願いします。試問文を朗読します。

７高漁管第 611 号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第４条第 1 項第 10 号に掲げる固定式刺し網漁業について、制限措置を変更したいので、同規則第 11 条第３項の規定により諮問します。令和７年 10 月 21 日。高知県知事濵田省司。

先ほど説明しました、第１号議案の許可方針の変更に伴い、制限措置を変更するものです。

２ページ、３ページ目に案を添付していますが、１号議案と重複するため説明は省略させていただきます。なお、告示をするにあたり、文言等の軽微な変更がある場合は、事務局に一任していただきますようお願いします。　以上で説明を終わります。

木下会長　ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹内委員　１点簡単な質問です。操業区域 10 と比較しますと固定式刺し網で操業

	区域が周年となっておりまして、いせえびの禁止期間もいそうおを獲られるんですけど、その流れでいきますと操業区域 11 も周年でもいいと思いますが、禁止期間を外して、いせえびに特化したということではないでしょうけど、そうしたことでないと合意が得られなかったということでしょうか。
木村次長	漁業調整上問題があったとか、合意が得られなかったということではなく、まずはいせえびを獲っていきたいとこの期間で調整がされています。
竹内委員	いそうおも獲っていくけどもいせえびがメインなのでこの時期という理解でよろしいか。
木村次長	そのとおりです。
木下会長	他にございませんか。
浦尻会長代理	刺し網の関係で、一枚から何枚網ってあるけど、固定式刺し網はどのような操業をするのか。
木村次長	今回は固定式刺し網ということで１枚網と呼ばれるものになります。網が２枚以上あるものを３枚網として許可漁業として高知県では整理していまして、安芸の地区ではいせえびを獲るのが１枚網ということで要望が上がってきておりまして、地区によっては３枚網で獲っている地区もあります。漁業者がどういった使い分けをしているのかは実態はわかっていませんが、地区によって１枚網である地区と３枚網である地区があるようです。１枚網の方が取り外しがしやすいので、エビが傷みにくいのかなとは思います。
浦尻会長代理	早くて聞こえなかったが、宿毛湾では固定式刺し網がないので、どういった操業をすればエビが弱らずに操業できるのかというのを知りたかった。固定式の網を夜やって朝揚げるのか。
木村次長	一般的にはそのようです。
浦尻会長代理	一枚網のことを固定式刺し網というのですか。
木村次長	一枚網のことを固定式刺し網ということで、許可上は整理しています。

浦尻会長代理	固定式っていっても固定するのではないわけですか。
木村次長	流し網とかではなく、固定してやるということで固定式刺し網となっています。
浦尻会長代理	また詳しく教えてください。
木村次長	また、説明に伺います。
木下会長	ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。 第１号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の変更について」、第２号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について」は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 「異議なし」という者あり。
木下会長	ご異議ないようですので、第１号議案、第２号議案は、原案が適当であると、答申いたします。 この議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。 「第 60 回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について」事務局の説明を求めます。
永野チーフ	それでは、資料３をお手元にご用意お願いたします。 まず、１ページをお願いします。 11 月６日の 14 時から西日本ブロック会議を行います。 次のページの「会議次第」をご覧ください。 開会後、木下会長の挨拶から始まり、主催来賓の挨拶があります。 ３の議長選出から木下会長に議長になっていただき、その後の進行を行っていただくこととなります。 ５の報告事項は、全漁調連事務局から令和７年度の要望活動について報告があります。 ６の第１号議案は、令和８年度の要望について、西日本ブロックの各海区に照会を行い、その結果を取りまとめたものになります。要望をいただいた海区から説明していただき、他海区に意見を伺うものです。 第２号議案は、次期開催海区を決定するものです。次期開催海区は、香川海区となっております。 ７の情報交換は、香川海区から「外国人労働者への遊漁指導について」という協議事項をいただいており、各海区から意見や共有できる内容を伺

	います。 最後に兵庫県海区から「タコ釣りの漁場利用調整について」明石市で共同漁業権の対象種であるマダコについて、漁業者と遊漁者による漁場と資源の利用ルールを作っている事例に関して、発表していただくことになっております。 その後、同日 18 時から 20 時まで意見交換会を実施します。 意見交換会の座席表が間に合っておりませんが、丸テーブルに８人ずつ座っていただきます。例年各テーブルに開催海区の委員を配置する形となります。 また、お配りした名簿では、柴田委員が意見交換会出席になっておりますが、欠席されることとなっています。 ２日目は、１ページ目のスケジュールに記載の行程で現地視察を行います。 現地視察は、中土佐町久礼の津波避難タワーの見学及び大正町市場の見学を行った後、上ノ加江に移動し、わかしやの漁業体験活動を見学していただきます。 津波避難タワーでは、中土佐町の観光ガイドで実際に東日本大震災を経験された方にガイドしていただきます。 わかしやでは、当日小学校の体験受け入れがあり、体験しているところを見ながら説明を聞いていただくこととなっています。以上で説明を終わります。
木下会長	ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
浦尻会長代理	西日本ブロック会議のときはネクタイをしなければいけませんか。
飯田事務局長	特にネクタイ着用ということはございません。県外の方もノーネクタイの方もいますので、そこはお任せで。
木下会長	他にございませんか。
石田委員	現地視察の解散場所が高知駅と高知空港のどちらかということになりますか。
飯田事務局長	ご都合のいい方で結構です。
木村次長	ご希望がございましたら、車を数台かまえていますので、お近くまで送ることは可能です。

石田委員	他の委員さんもご希望があると思いますので。
木村次長	後でヒアリングさせていただいて対応いたします。
木下委員	他にございませんか。 ないようですのでそれでは、これをもちまして、第４回海区漁業調整委員会を閉会といたします。

本書は、第 23 期第４回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議　　長　　木下　清　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　川田　一成　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　柴田　孝夫　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２３期第４回高知海区漁業調整委員会次第

開催日時　　令和７年10月27日（月）14時から

場　　所　　高知共済会館　３階　「藤」
（高知市本町５丁目３－20）

１　開会

２　あいさつ

３　欠席委員の報告

４　議事録署名委員の指名

５　議案審議
第１号議案　漁業の許可又は起業の認可方針の変更について
第２号議案　制限措置の変更について

６　報告事項
第60回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

７　閉　会

資料１

第２３期第４回高知海区漁業調整委員会

第１号議案

漁業の許可又は起業の認可方針の変更について（固定式刺し網漁業）

７高漁管第610号
令和７年10月21日

高知海区漁業調整委員会
会長　木下　清　様

高知県知事　濵田　省司

漁業の許可又は起業の認可方針の変更について

高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第 73 号）第４条第１項第 10 号に掲げる固定式刺し網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を変更したいので、貴会の意見を伺います。

漁業の許可又は起業の認可方針の変更理由とその内容（案）について

漁業種類(操業区域)	変更理由	変更内容（案）
9 固定式刺し網漁業 (操業区域 11)	・高知県漁業協同組合から伊尾木地区に「固定式刺し網漁業」を新たに導入することについて、要望書の提出があったため。	・操業区域 11 として、伊尾木地区に「固定式刺し網漁業」の操業区域等を新たに設定する。



刺し網漁業の許可に関する要望書

日頃より格別のご指導ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

現在、漁獲量の減少に加え、燃油、資材の高騰により、漁業経営は非常に厳しいものとなっております。

こうした中、下記の条件において、固定式刺し網漁業の操業に関して関係者の合意が得られましたので許可についてご配慮お願い申し上げます。

なお、下記の操業区域における許可の取得について問題がないことを管轄の土木事務所へ確認済みであることを申し添えます。

記

1　許可漁業名：いせえび・いそうお固定式刺し網漁業

2　操業区域：

区域		漁獲対象	操業期間
基点	基点甲　安芸市伊尾木砥石谷尻左岸共同漁業権境界基点 基点乙　旧伊尾木村・川北村界共同漁業権境界基点	いせえび、いそうお	9月16日から翌年4月30日まで
区域	甲から磁針方位222度0分の線及び乙から磁針方位209度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域		

3　漁具規模

一枚網　高さ：3ｍ　、　長さ：５５０ｍ

4　許可件数

4件

5　条件：

網の両端に旗竿式の浮標又は大型のフロートを付け、許可番号及び漁船名を明記するとともに、浮標もしくはフロートにはレーダー反射器を設置すること（空き缶等を利用した簡易レーダー反射器で可）。

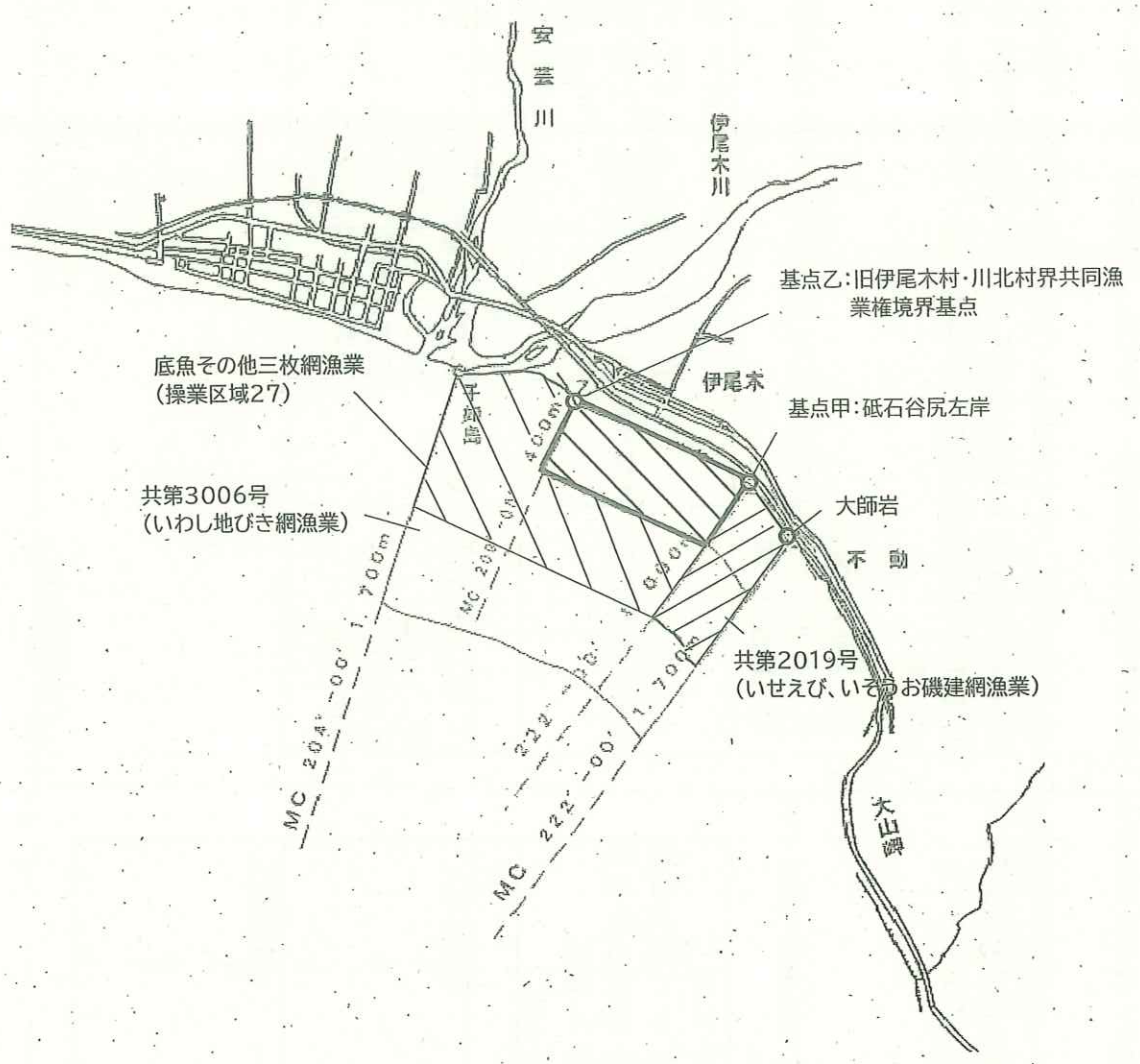
令和７年９月 12 日

高知県水産振興部長　山下　修　様

高知県漁業協同組合

代表理事組合長　澳本　健也

操業区域概略図(安芸市伊尾木地区)



漁業の許可又は起業の認可方針　新旧対照表

新（案）

第１条～第９条　略
（知事許可漁業の漁業種類、操業区域、操業時期、漁業者の資格及び条件など）
第10条　法第57条、省令第70条第１号及び第２号に掲げる漁業及び規則第４条に掲げる漁業第１項第４号から第17号に掲げる漁業の制限措置等の上限、許可の有効期間及び許可等の条件については以下のとおりとする。
１～８　略

９　固定式刺し網漁業
（１）許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
略						
いせえび、いそうお固定式刺し網	操業区域10	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	3	定めなし
	操業区域11	９月16日から４月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	4	定めなし

（２）操業区域

旧

第１条～第９条　略
（知事許可漁業の漁業種類、操業区域、操業時期、漁業者の資格及び条件など）
第10条　法第57条、省令第70条第１号及び第２号に掲げる漁業及び規則第４条に掲げる漁業第１項第４号から第17号に掲げる漁業の制限措置等の上限、許可の有効期間及び許可等の条件については以下のとおりとする。
１～８　略

９　固定式刺し網漁業
（１）許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数の上限	船舶の総トン数	許可等をすべき船舶等の数の上限	漁業を営む者の資格
略						
いせえび、いそうお固定式刺し網	操業区域10	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	3	定めなし

（２）操業区域

新（案）	旧
ア～コ　略 サ　操業区域11 点の位置 基点甲　安芸市伊尾木砥石谷尻左岸共同漁業権境界基点 基点乙　旧伊尾木村・川北村共同漁業権境界基点 基点甲から磁針方位222度０分の線及び基点乙から磁針方位209度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域 （３）許可の有効期間 操業区域１から11までの許可の有効期間は５年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については５年未満の期間とする。 （４）許可等の条件 ア～ク　略 サ　操業区域11 （ア）使用する漁具の種類・規模及び数は、網の長さ550メートル以内、高さ３メートル以内のさし網１統以内とする。 （イ）網の両端に旗竿式の浮標又は大型のフロートを付け、許可番号及び漁船名を明記するとともに、浮標もしくはフロートにはレーダー反射器を設置すること（空き缶等を利用した簡易レーダー反射器で可）。 以下　略	ア～コ　略 （３）許可の有効期間 操業区域１から10までの許可の有効期間は５年とする。ただし、有効期間の途中で新規に許可した場合については５年未満の期間とする。 （４）許可等の条件 ア～ク　略 以下　略

資料　2

第２３期第４回高知海区漁業調整委員会

第２号議案

制限措置の変更について（固定式刺し網漁業）

7高漁管第611号

高知海区漁業調整委員会　様

高知県漁業調整規則（令和２年高知県規則第73号）第４条第１項第10号に掲げる固定式刺し網漁業について、制限措置を変更したいので、同規則第11条第３項の規定により諮問します。

令和７年10月21日

高知県知事　濵田　省司

高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置　新旧対照表

新（案）

○高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置

令和２年12月１日告示第932号

１～７　略

８　固定式刺し網漁業

（１）　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
略						
いせえび、いそうお固定式刺し網	操業区域10	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	3	定めなし
	操業区域11	９月16日から翌年４月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	4	定めなし

（２）許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

（３）操業区域

旧

○高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置

令和２年12月１日告示第932号

１～７　略

８　固定式刺し網漁業

（１）　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
略						
いせえび、いそうお固定式刺し網	操業区域10	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	3	定めなし

（２）許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

（３）操業区域

新（案）	旧
ア～コ　略 サ　操業区域11 点の位置 基点甲　安芸市伊尾木砥石谷尻左岸共同漁業権境界基点 基点乙　旧伊尾木村・川北村界共同漁業権境界基点 基点甲から磁針方位222度０分の線及び基点乙から磁針方位209度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。 以下　略	ア～コ　略 以下　略

資料３

第２３期第４回高知海区漁業調整委員会

報告事項

令和７年度（第 60 回）全国海区漁業調整委員会連合会

西日本ブロック会議について

スケジュール

１日目　令和７年11月６日（木曜日）

ブロック会議　　１４：００～１７：００

意見交換会　　１８：００～２０：００

２日目　令和７年11月７日（金曜日）

現地視察　　８：３０～１３：００

時刻	行程
８：３０	ザ　クラウンパレス新阪急高知　発
９：３０	久礼津波避難タワー　着
１０：００	久礼津波避難タワー　発
１０：１０	久礼大正町市場　着
１０：３０	久礼大正町市場　発
１０：５０	漁業体験施設「わかしや」　着
１１：３０	漁業体験施設「わかしや」　発
１２：３０	高知駅　着（解散）
１３：００	高知空港　着（解散）

会　議　次　第

1　開会

2　挨拶

（1）開催海区：高知海区漁業調整委員会

会長　木下　清

（2）主催者：全国海区漁業調整委員会連合会

副会長　田沼　政男

（3）来賓：水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室

課長補佐　土方　教義

開催県：高知県水産振興部　部長　山下　修

3　議長選出

4　議事録署名人選出

5　報告事項

全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果等について

6　議事

第１号議案　西日本ブロック会議要望事項について

第２号議案　次期開催海区について

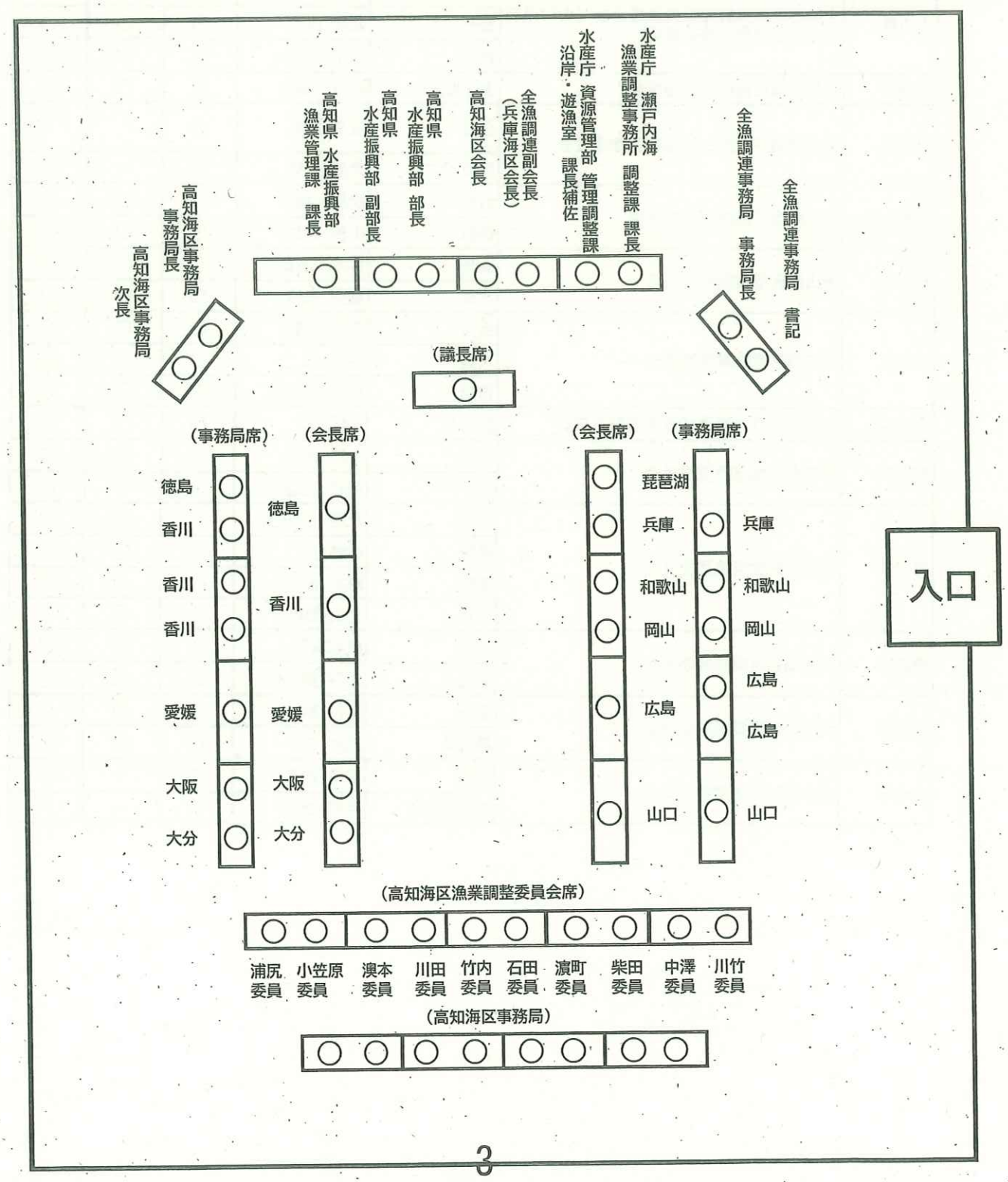
7　情報交換

外国人労働者への遊漁指導について

明石のたこの遊漁と漁業の調整・ルール作りについて

令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会
西日本ブロック会議　配席図

日時：令和７年11月６日（木曜日）14時00分～
場所：ザクラウンパレス新阪急ホテル高知
３階　蘭の間



令和７年度(第60回)全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議 出席者
名簿

令和７年11月６日(木)
高知県高知市「ザ　クラウンパレス新阪急高知」

国 都道府県	所属	職名	氏名	会議	意見 交換会	現地 視察
水産庁	資源管理部管理調整課 沿岸・遊漁室沿岸調整班	課長補佐	土方 教義	○	○	○
	瀬戸内海漁業調整事務所調整課	課長	鉢嶺 朗	○	○	○
山口県	全国海区漁業調整委員会連合会（山口県日本海海区漁業調整委員会）	事務局長	魚津 勝	○	○	○
		書記	枝廣 直樹	○	○	○
		書記	石田　健太	○	○	○
滋賀県	琵琶湖海区漁業調整委員会	主任書記	佐野　聡哉	○	○	○
兵庫県	兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会	会長	田沼 政男	○	－	－
		局長補佐	大橋 広義	○	－	－
和歌山県	和歌山海区漁業調整委員会	会長	松村　徳夫	○	○	○
		書記	山田 哲也	○	○	○
岡山県	岡山海区漁業調整委員会	会長	井本　瀧雄	○	○	○
		次長	濱崎 正明	○	○	○
広島県	広島海区漁業調整委員会	会長	北田　國一	○	○	○
		次長	住吉 勉	○	○	○
		書記	房尾 奈生子	○	○	○
山口県	山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会	副会長	三浦 忠	○	○	○
徳島県	徳島海区漁業調整委員会	会長	今治 清孝	○	○	○
		主事	佐竹　友樹	○	○	○
香川県	香川海区漁業調整委員会	会長	北尾　登史郎	○	○	○
		書記	小林 武	○	○	○
		書記	宮奥 昴次	○	○	○
		書記	丸山俊輔	○	○	○
愛媛県	愛媛海区漁業調整委員会	会長	決定次第	○	○	○
		書記	大谷 美紗稀	○	○	○
大阪府	大阪海区漁業調整委員会	会長	多田 稔	○	○	○
		書記長	西井 裕子	○	○	○
大分県	大分海区漁業調整委員会	委員	畠中 順子	○	－	－
		事務局主任	甲斐 桑梓	○	－	－

国 都道府県	所属	職名	氏名	会議	意見 交換会	現地 視察
高知県	高知海区漁業調整委員会	会長	木下　清	○	○	○
		会長代理	浦尻　和伸	○	○	－
		委員	濵本　健也	○	○	－
		委員	小笠原　利幸	○	○	○
		委員	問可　征善	－	－	－
		委員	川田　一成	○	○	－
		委員	前田　嘉広	－	－	－
		委員	濵本　康之	－	－	－
		委員	柴田　孝夫	○	○	○
		委員	石田　実	○	○	○
		委員	竹内　眞澄	○	－	－
		委員	濵町　明憲	○	－	－
		委員	堀　　美菜	－	－	－
		委員	川竹　佳子	○	○	○
		委員	中澤　芳江	○	○	○
	高知県水産振興部	部長	山下　修	○	○	－
		副部長	浜渦　敬三	○	○	－
	高知県水産振興部　漁業管理課	課長	津野　健太朗	○	○	○
	高知海区漁業調整委員会事務局	事務局長	飯田　新	○	○	○
		次長	木村　雅俊	○	○	○
		チーフ	永野　あゆみ	○	○	○
		主幹	宮澤　英将	○	○	○
		技師	岡内　優人	○	○	○
				47	41	30

令和７年度(第60回)全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議 出席者名簿

令和７年11月６日(木)
高知県高知市「ザ　クラウンパレス新阪急高知」

国 都道府県	所属	職名	氏名	会議	意見 交換会	現地 視察
水産庁	資源管理部管理調整課 沿岸・遊漁室沿岸調整班	課長補佐	土方 教義	○	○	○
	瀬戸内海漁業調整事務所調整課	課長	鉢嶺 朗	○	○	○
山口県	全国海区漁業調整委員会連合会（山口県日本海海区漁業調整委員会）	事務局長	魚津 勝	○	○	○
		書記	枝廣 直樹	○	○	○
		書記	石田　健太	○	○	○
滋賀県	琵琶湖海区漁業調整委員会	主任書記	佐野　聡哉	○	○	○
兵庫県	兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会	会長	田沼 政男	○	－	－
		局長補佐	大橋 広義	○	－	－
和歌山県	和歌山海区漁業調整委員会	会長	松村　徳夫	○	○	○
		書記	山田 哲也	○	○	○
岡山県	岡山海区漁業調整委員会	会長	井本　瀧雄	○	○	○
		次長	濱崎 正明	○	○	○
広島県	広島海区漁業調整委員会	会長	北田　國一	○	○	○
		次長	住吉 勉	○	○	○
		書記	房尾 奈生子	○	○	○
山口県	山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会	副会長	三浦 忠	○	○	○
徳島県	徳島海区漁業調整委員会	会長	今治 清孝	○	○	○
		主事	佐竹　友樹	○	○	○
香川県	香川海区漁業調整委員会	会長	北尾　登史郎	○	○	○
		書記	小林 武	○	○	○
		書記	宮奥 昴次	○	○	○
		書記	丸山俊輔	○	○	○
愛媛県	愛媛海区漁業調整委員会	会長	決定次第	○	○	○
		書記	大谷 美紗稀	○	○	○
大阪府	大阪海区漁業調整委員会	会長	多田 稔	○	○	○
		書記長	西井 裕子	○	○	○
大分県	大分海区漁業調整委員会	委員	畠中 順子	○	－	－
		事務局主任	甲斐 桑梓	○	－	－